

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県警察における地域警察の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 兵庫県警察における地域警察の運営については、地域警察運営規則（昭和44年 国家公安委員会規則第5号）に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「地域警察官」とは、第5条に規定する活動単位において勤務する警察官及び警察署（以下「署」という。）において第6条第2項第7号に規定する地域警察事務に従事する警察官をいう。

2 この規程において「地域警察幹部」とは、地域警察官のうち巡査部長以上の階級にある者をいう。

(運営の基本)

第3条 地域警察の運営に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 地域との結び付きを強化するため、地域に溶け込み、地域に密着した活動を推進すること。
- (2) 治安情勢、地域住民の要望等に即した活動を計画的に推進すること。
- (3) 地域警察の活動を住民の視点から常に見直し、住民の立場に立った活動を推進すること。
- (4) 他の警察部門と緊密に連携し、主体性を持った活動を積極的に推進すること。
- (5) 地域警察の組織体制及び装備資機材等を整備するとともに、地域警察官の実務能力の向上を図り、適正かつ効率的な活動を推進すること。
- (6) 地域警察の合理化を図るとともに、地域警察官の勤務の特殊性を考慮し、処遇の改善及び健康管理の適正を図ること。

(連絡協調)

第4条 地域部の各所属長及び警察署長（以下「署長」という。）は、地域警察の運営が円滑に行われるよう相互に連携を密にしなければならない。

2 警察本部（以下「本部」という。）の所属長は、交通等の一斉取締り、大規模な警備及び警戒、長期にわたる教養訓練等により、通常地域警察の運用体制に相当の影響を及ぼす事項を計画するときは、あらかじめ地域部長と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、事後速やかに連絡するものとする。

3 署の地域警察幹部以外の幹部は、地域警察活動が効率的に行われるよう地域警察幹部と緊密に連携しなければならない。

(地域警察の活動単位)

第5条 地域警察の活動単位は、交番、駐在所、移動交番車、自動車警ら班、自動車警ら隊及び直轄警ら隊とする。

(地域警察勤務)

第6条 地域警察勤務は、通常基本勤務と特別勤務に区分する。

2 通常基本勤務は、次の各号に掲げる勤務種別に従い、当該各号に定める勤務方法により行うものとする。

- (1) 交番勤務 立番（悪天候時等においては「見張り」に代えることができる。）、在所、警ら及び巡回連絡
- (2) 駐在所勤務 在所、警ら及び巡回連絡
- (3) 移動交番車勤務 在所及び警ら

- (4) 自動車警ら班勤務 機動警ら及び待機
- (5) 自動車警ら隊勤務 機動警ら及び待機
- (6) 直轄警ら隊勤務 警ら及び待機
- (7) 地域警察事務従事勤務 地域警察事務

3 特別勤務は、通常基本勤務以外の活動で、地域警察官が次に掲げる特別な活動を行う必要があるときに行うものとする。

- (1) 緊急配備のための活動
- (2) 事件、事故等が発生した場合における現場臨場、捜索救助、被疑者同行その他の処理のための活動
- (3) 所管区等の治安情勢から特別に行う犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通の指導取締り等の活動
- (4) 雑踏警備その他警戒警備の要員としての活動
- (5) 所管区における住民の行う防犯、交通安全その他の地域諸活動への協力又は住民と共同で行うこれらの活動
- (6) その他地域部機動パトロール隊長（以下「機動パトロール隊長」という。）及び署長（以下「署長等」という。）が地域警察の任務を達成するため必要であると認める活動

（制服勤務の特例）

第7条 地域警察官は、その所属長が承認した場合に限り、私服で勤務することができる。

第2章 勤務制及び運用

（勤務制）

第8条 地域警察官の勤務制は、次のとおりとする。

- (1) 交替制 原則として当番、非番及び日勤又は公休を順次繰り返す次に掲げる勤務をいう。
 - ア 当番日公休3交替勤務
 - イ 変則3交替勤務
 - ウ 3交替勤務
- (2) 駐在制 駐在所の施設に居住し、原則として毎日一定時間主として昼間に活動する勤務をいう。
- (3) 日勤制 原則として毎日一定時間昼間に活動する次に掲げる勤務をいう。
 - ア 通常勤務
 - イ 変則毎日勤務
 - ウ 毎日勤務

（勤務制の指定）

第9条 地域警察官の勤務種別ごとの勤務制は、次のとおりとする。

- (1) 交番勤務 交替制及び日勤制
- (2) 駐在所勤務 駐在制
- (3) 移動交番車勤務 日勤制
- (4) 自動車警ら班勤務 交替制
- (5) 自動車警ら隊勤務 交替制
- (6) 直轄警ら隊勤務 日勤制
- (7) 地域警察事務従事勤務 別に定める。

2 署長等は、前項の規定により難い特別な事情がある場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得て別に定めることができる。

（勤務時間）

第10条 地域警察官の勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 交替制にあつては、当番日は15時間30分、日勤日は7時間45分
- (2) 駐在制にあつては、1日7時間45分
- (3) 日勤制にあつては、1日7時間45分

(勤務の開始・終了時刻等)

第11条 日勤制の通常勤務以外の地域警察官の勤務の開始時刻及び終了時刻は、次の表のとおりとする。ただし、署長等は、それぞれ管内状況を検討し、この時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

勤務制		勤務の開始時刻	勤務の終了時刻
交替制	当番日	午前9時	翌日午前9時
	日勤日	午前9時	午後5時45分
日勤制		午前9時	午後5時45分
駐在制		署長が定める。	署長が定める。

2 交替制の当番日における休憩時間は、連続4時間を超えない範囲で割り振る。
(勤務時間の割振り)

第12条 署及び活動単位において活動する地域警察官（地域警察幹部を除く。）の勤務時間の割振りは、おおむね別表第1に掲げる基準に従って、署長等が定める。

- 2 署及び活動単位において勤務する地域主任の勤務時間の割振りは、おおむね別表第2に掲げる基準に従って、署長等が定める。
- 3 署及び活動単位において勤務する地域係長の勤務時間の割振りは、おおむね別表第3に掲げる基準に従って、署長等が定める。
- 4 地域官、地域交通官、地域企画課長及び地域第四課長の勤務時間の割振りは、署長が定める。
- 5 前4項に規定する地域警察官以外の者の勤務時間の割振りは、別表第3に定める基準を準用して、署長等が定める。
- 6 署長等は、第1項から第3項までに規定する基準により難い特別の事情がある場合は、地域部長の承認を得て別に定めることができる。

(公休日の指定)

第13条 公休日の指定については、兵庫県警察職員勤務規程（昭和30年兵庫県警察本部訓令第29号）に定めるところによる。

- 2 署長等は、前項の公休日の指定に当たっては、管内の警戒体制に支障のないよう計画的に行うものとする。

(交替制の地域警察官の運用)

第14条 交替制の地域警察官は、3課制又は3係制により運用するものとする。この場合において、課又は係の名称は、3課制にあつては第一課、第二課及び第三課と、3係制にあつては第一係、第二係及び第三係と称する。

(ブロック交番所長制の運用)

第15条 署長は、ブロック交番所長（隣接し、又は近接する2以上の交番又は駐在所の所管区を結合した区域（以下「ブロック」という。）の責任者として、拠点となる交番に配置される毎日勤務の警部補をいう。以下同じ。）を中心に、ブロック勤務員が共同して、地域警察の任務を果たさせるよう効率的な運用に配慮しなければならない。

(統括ブロック長等)

第15条の2 署長は、ブロック交番所長が不在の場合におけるブロック（駐在所のブロックを除く。以下この項において同じ。）の責任者として、ブロックごとに統括ブロック長又は統括ブロック主任を置くものとする。

- 2 統括ブロック長にあつては第17条第3号に規定するブロック長のうちから、統括ブロック主任にあつては第17条第4号に規定するブロック主任のうちから、それぞれ署長が指名するものをもって充てる。

第3章 地域警察幹部の職務分担等

(地域警察幹部の職務分担)

第16条 署の地域警察に、次の各号に掲げる地域警察幹部を置き、当該各号に定める職務を行わせるものとする。

- (1) 地域官又は地域交通官

- ア 地域警察の運営及び管理
- イ 地域警察官に対する全般的な指揮監督及び指導教養
- (2) 地域課長（地域企画課長、地域第一課長、地域第二課長、地域第三課長、地域第四課長及び地域交通課長を含む。以下同じ。）
 - ア 地域警察に関する企画及び立案
 - イ 各課との連絡及び調整
 - ウ 地域警察官に対する全般的な指揮監督及び指導教養
- (3) 地域係長
 - ア 運用計画の立案及び実施
 - イ 各課又は各係及び各ブロックとの連絡
 - ウ 地域警察官に対する実践的な指揮監督及び指導教養
 - エ 事件、事故等発生時における指令並びに現場指揮及び現場活動
 - オ 所管区活動等
- (4) 地域主任
 - ア 活動の重点事項の調査及び実施
 - イ 地域警察官に対する実践的な指揮監督及び指導教養
 - ウ 事件、事故等発生時における現場指揮及び現場活動
 - エ 所管区活動等

2 自動車警ら隊の地域警察幹部及び署の直轄警ら隊の地域警察幹部（地域第四課長を除く。）の職務分担については、署長等が定めるものとする。

（地域警察幹部の配置基準）

第17条 署の地域警察幹部の配置は、原則として次の地域警察幹部の区分に従い、当該各号に定める基準によるものとする。

- (1) 地域官又は地域交通官 日勤制として1人
- (2) 地域課長
 - ア 交替制として3人
 - イ 日勤制として1人又は2人
- (3) 地域係長
 - ア 地域企画係長 日勤制として上席係長1人
 - イ 指令係長 交替制として各課若しくは各係に上席係長1人又は日勤制として上席係長1人
 - ウ ブロック交番所長 日勤制としてブロックに1人
 - エ ブロック長 交替制として各課若しくは各係のブロックに1人又は駐在制としてブロックの駐在所に1人
 - オ 自動車警ら班長 交替制として各課又は各係の自動車警ら班に1人
 - カ 地域企画担当係長 日勤制として1人
 - キ 地域安全担当係長 日勤制として1人
 - ク 直轄警ら隊の小隊長 日勤制として各小隊に1人
- (4) 地域主任
 - ア 地域企画主任 日勤制として1人
 - イ 指令主任 交替制として各課若しくは各係に1人
 - ウ ブロック主任 交替制として各課若しくは各係のブロックに1人又は駐在制としてブロックの駐在所に1人（ブロック長の配置があるブロックを除く。）
 - エ 交番主任 交替制として各課又は各係の交番ごとに1人
 - オ 駐在所主任 駐在所ごとに1人
 - カ 移動交番車主任 日勤制として乗務単位に1人
 - キ 自動車警ら班主任 交替制として各乗務単位に1人
 - ク 直轄警ら隊の分隊長 日勤制として各分隊に1人

2 自動車警ら隊の地域警察幹部の配置は、機動パトロール隊長が定めるものとする

る。

(幹部担当区)

第18条 署長は、地域警察幹部の行う指揮監督及び指導教養を適切に行わせるため、各級幹部の担当する活動単位の範囲（以下「幹部担当区」という。）を定め、それぞれ担当する地域警察幹部（以下「担当区幹部」という。）を指定するものとする。

2 幹部担当区は、次の各号に掲げる地域警察幹部の区分に従い、当該各号に定める基準により設定するものとする。

- (1) 地域官又は地域交通官 全ての活動単位
- (2) 地域課長 全ての活動単位。ただし、地域企画課長にあつては地域企画係、地域第四課長にあつては直轄警ら隊
- (3) 地域企画係長 署長が指定する活動単位
- (4) 指令係長 全ての活動単位
- (5) ブロック交番所長及びブロック長 それぞれが担当するブロックの活動単位
- (6) 自動車警ら班長 担当する自動車警ら班
- (7) 地域主任（ブロック主任及び直轄警ら隊の分隊長を除く。） 署長が指定する活動単位
- (8) ブロック主任 担当するブロックの活動単位
- (9) 直轄警ら隊の小隊長及び分隊長 直轄警ら隊
第4章 運用計画等

(基本計画)

第19条 署長等は、地域警察の効率的な運用を図るため、次に掲げる事項を内容とする基本計画を策定するものとする。ただし、機動パトロール隊長にあつては、第3号、第6号及び第7号に掲げる事項を除く。

- (1) 交番、駐在所、自動車警ら班、自動車警ら隊等の配置人員
- (2) 課又は係の編成
- (3) 幹部担当区の指定
- (4) 警ら要点の指定
- (5) 警ら分担区の指定
- (6) ブロックの指定
- (7) 受持区（巡回連絡を実施する担当区域をいう。以下同じ。）の指定
- (8) 活動単位相互の連携活動
- (9) その他運用上の基本的事項

(月間活動計画)

第20条 署長等は、地域警察活動を計画的に行うため、毎月次に掲げる事項を内容とする翌月の月間活動計画を策定するものとする。

- (1) 日ごとの実働人員及び勤務配置の予定
- (2) 活動の重点及び内容
- (3) 活動単位ごとの活動の基準となる勤務例
- (4) 指揮監督及び指導教養の重点
- (5) その他月間の活動に必要な事項

2 前項の規定による月間活動計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 綿密な基礎調査による資料に基づき計画すること。
- (2) 画一的な計画を避け、管内の特殊事情に対応させること。
- (3) 活動の重点及び内容は、所属の月間運営重点に基づき重点的に選定するほか、他の行事との調和を図ること。

(当務活動計画)

第21条 在署幹部（署内において勤務する地域警察幹部をいう。以下同じ。）及びブロック交番所長（以下「在署幹部等」という。）は、地域警察官の当務日（当

番日及び日勤日をいう。以下同じ。) ごとに当該当務日における活動について、次に掲げる事項を内容とする当務活動計画を策定するものとする。

- (1) 月間活動計画に基づき、当日実施すべき事項
 - (2) 地域警察官の配置及び勤務区分
 - (3) 活動に必要な時間、場所及び活動内容
 - (4) 指揮監督及び指導教養の重点並びにその実施に必要な時間、場所及び方法
 - (5) 活動に当たって配慮すべき事項
- 2 活動単位の地域警察官は、前項の当務活動計画に基づき、次の事項を内容とするそれぞれの活動単位ごとの当務活動計画を当務日ごとに策定し、在署幹部等に報告の上、実施するものとする。
- (1) 当該活動単位における重点実施事項
 - (2) 時間ごとの活動の場所、方法及び内容
- 3 担当区幹部は、前項の規定による当務活動計画の策定及び実施に当たり、幹部担当区の各活動単位の地域警察官に対し、必要な指示及び調整を行うものとする。
- 4 前2項に規定する各活動単位における当務活動計画の策定及び担当区幹部の行う必要な指示又は調整に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 警らについては、その方法及び範囲を定めること。
 - (2) 巡回連絡は、第42条に規定する受持区の受持対象（巡回連絡を実施する対象をいう。以下同じ。）数及び居住実態を考慮すること。
 - (3) ブロック内の交番及び駐在所相互の活動を勘案すること。
 - (4) 交番においては、努めて常時所管区内の警らを行うとともに、来訪者の利便を考慮した体制とすること。

(計画の補正)

第22条 前3条に規定する計画については、治安情勢の推移、地域警察官の活動実態等を常に検討し、実情に即しないと認めるときは、随時補正の措置をとらなければならない。

- 2 地域警察幹部以外の幹部は、前2条に規定する計画を変更する必要があると認めるときは、あらかじめその署の地域課長と協議するものとする。
- 3 地域警察官は、前条第2項の当務活動計画を変更する必要がある場合は、それぞれの活動単位を担当する在署幹部等に報告し、その承認を受けなければならない。

(当務日の活動状況の報告及び記録)

第23条 地域警察官は、当務日における活動状況をその都度地域警察幹部に報告するとともに、活動単位ごとにその状況を記録しなければならない。

(転用の制限)

第24条 署長は、警察の総合的運用の立場から判断し、真にやむを得ない事情のある場合のほか、転用（地域警察官を看守、護送、宿直等の地域警察勤務以外の勤務に従事させることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

- 2 署長は、転用をする場合においては、地域警察活動を著しく阻害しないよう人選、業務負担等を考慮しなければならない。
- 3 署長は、1月以上継続して転用をする場合は、原則として事前に、次に掲げる事項を明らかにした書面により、地域部地域企画課長を経て本部長の承認を受けなければならない。
- (1) 対象となる地域警察官の課又は係、活動単位及び氏名等
- (2) 従事させる職務及び期間
- (3) その職務に従事させることを必要とする理由
- (4) その他参考事項

4 署長は、転用をしたときは、その状況を記録しておかななければならない。

(地域警察幹部会議等)

第25条 署長等は、毎月1回以上地域警察幹部会議を開き、おおむね次に掲げる事

項について協議するものとする。ただし、署にあっては、兵庫県警察処務規程（昭和39年兵庫県警察本部訓令第6号）第16条の規定による幹部会議をもってこれに充てることができる。

(1) 基本計画及び月間活動計画

(2) 課又は係相互の連絡調整

(3) その他地域警察活動について必要な事項

2 署長等は、前項の地域警察幹部会議のほか、地域警察活動の効率化を図るため、その所属の実情に応じ、地域係長会議、担当区幹部会議等必要な会議を開催しなければならない。

3 前2項に規定する会議を開催したときは、その要旨を記録しておかなければならない。

(通報連絡)

第26条 地域警察官は、警察活動上参考となる事項を掌握したときは、署の地域課長を通じて署の当該事項を主管する課長又は係長に通報しなければならない。

2 署の地域警察以外の事務を主管する課長又は係長は、防犯上注意を要する者又は場所、警察許可営業、銃砲刀剣類等の所持者、危険物取扱場所、犯罪の発生及び検挙等地域警察活動上参考となる事項を掌握したときは、署の地域課長を通じて関係する地域警察官に連絡しなければならない。

第5章 活動の基準

(事件、事故等の処理範囲)

第27条 地域警察官の事件、事故等の処理範囲の基準については、別に定める。

(事件、事故等の引継ぎ)

第28条 地域課長は、地域警察官が取り扱った事件、事故等を、原則として、署の当該事件、事故等を主管する課長に引き継ぐものとする。ただし、自動車警ら隊の地域警察官が取り扱った事件、事故等の引継要領は、別に定める。

2 地域警察官は、前項の引継ぎの状況を記録しておかなければならない。

3 地域警察官は、取り扱った事件、事故等に関する捜査資料、証拠物件及び個人情報情報の記載された文書類については、紛失又は盗難を防止するための必要な措置を講じて、保管管理を徹底しなければならない。

(警ら要点)

第29条 署長は、管内における犯罪の予防及び検挙、交通の取締り及び整理等の対象となる主要な地点、地域又は区間を警ら要点として定めるものとする。

2 前項に規定する警ら要点については、常に検討を加え、適宜補正するものとする。

3 自動車警ら隊の担当区域を管轄する署長は、第1項に規定する警ら要点を定めるときは、これを機動パトロール隊長に通報するものとする。

4 機動パトロール隊長は、前項の規定により通報を受けた署の警ら要点を勘案して、担当区域の警ら要点を定めるものとする。

(警ら分担区)

第30条 署長は、自動車警ら班が複数である場合は、管轄区域を分けて、それぞれの警ら分担区を定めるものとする。

2 機動パトロール隊長は、自動車警ら隊の警ら分担区を定めるものとする。

3 機動パトロール隊長は、警ら分担区を定めるに当たっては、その区域を管轄する署長と協議するものとする。

4 署長は、直轄警ら隊の警らを行わせるため、管轄区域を分けて、直轄警ら隊の警ら分担区を定めるものとする。

(ブロック)

第31条 署長は、所管区活動の効率化を図るため、ブロックを定めるものとする。

2 ブロックには、活動の拠点となる交番又は駐在所を設けるものとする。

(勤務開始時の指示等)

第32条 署長等は、所属の地域警察官（駐在制の地域警察官を除く。）に対して、勤務開始時に、自動車警ら隊の方面隊又は署に集合させ、点検のほか、必要により指示、教養、手配等（以下「指示等」という。）を行った後配置するものとする。ただし、指示等は状況により、担当区幹部を通じて伝達させることができる。

2 前項の指示等は、勤務開始時刻から行き、簡潔にし、定められた時間内に終わるように努めなければならない。

3 当番勤務の地域警察官は、勤務を終了するときは、次に掲げる事項を確実に引き継がなければならない。

- (1) 願い届け等で処理を必要とする事項
- (2) 事件、事故等（手配を含む。）の概要
- (3) 幹部の指示及び連絡事項
- (4) その他引継ぎを要する事項

4 活動単位の地域警察官は、交番等に就勤したときは、直ちに在署幹部等に就勤時刻を報告しなければならない。

（休憩）

第33条 休憩は、自動車警ら隊の方面隊及び分駐所、署、交番等の休憩室その他在署幹部等の指定する場所において行うものとする。

（備付け文書）

第34条 自動車警ら隊、署、交番、駐在所等には、地域部長が定める文書を備え付けるものとする。

2 署長等は、地域警察官の取り扱う文書を地域警察活動に必要な最小限にとどめるとともに、内容を簡明にして、文書の作成整理に要する時間を減少するように努めなければならない。

（受傷事故防止）

第34条の2 地域警察官は、地域警察活動においては、装備資機材を有効に活用し、受傷事故の防止に努めなければならない。

2 地域警察官は、勤務中は、耐刃防護衣を着装しなければならない。ただし、次に掲げる事項に該当するときはこの限りでない。

- (1) 室内（交番、駐在所その他これらに類する施設で公衆の見やすい場所において勤務するときを除く。）で勤務するとき。
- (2) 会議、式典等に出席するとき。
- (3) その他着装する必要がないと所属長が認めるとき。

3 地域警察官の受傷事故防止の要領については、別に定める。

（活動上の留意事項）

第35条 地域警察官は、地域警察活動に当たっては次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 調査、呼出し、文書類の送達等は、原則として、在署幹部等の指示により警らの際に行い、これらの実施状況を記録しておくこと。
- (2) 住民から警察相談を受けたときは、必要な教示又は便宜供与等親切な取扱いをすること。
- (3) 巡回連絡、第38条の4に規定する地域ふれあいの会等の活動を行うときは、必要により、住民に氏名等を知ってもらうための名刺を相手方に手渡し、第36条に規定する所管区活動を行うときは、パトロールカード（交番又は駐在所の地域警察官（以下「所管区勤務員」という。）が所管区活動を実施した際に住民に対して安心感を与えるとともに住民との親密な関係を構築するために配布するカードをいう。）を積極的に配布するなど、親近感を醸成して、住民から情報提供が得られるように努めること。
- (4) 捜査資料等個人情報記載された文書類は、交番又は駐在所の休憩室等の施錠設備のある金属製ロッカーに施錠して保管すること。

第6章 地域警察活動

第1節 交番及び駐在所

(所管区活動)

第36条 所管区勤務員は、所管区において、その実態の掌握に努め、地域に溶け込み、実態に即した活動を行うことにより、当該所管区について共同してその任務を遂行するものとする。

(ブロック活動)

第37条 ブロック交番所長又はブロック長（ブロック長の配置がない場合はブロック主任）は、ブロックの実態に即した活動計画を立案し、自発的かつ主体的にブロック活動を行うものとする。

(住民の立場に立った活動)

第38条 所管区勤務員は、第38条の4に規定する地域ふれあいの会の開催、地域住民との交流等を通じて、地域住民の意見、要望等を把握し、真に住民の立場に立った活動を行うものとする。

(情報発信活動)

第38条の2 所管区勤務員は、犯罪被害、交通事故の被害等を未然に防止するため、地域住民に対して適時適切な情報発信活動を行うものとする。

2 情報発信活動の推進要領は、地域部長が定める。

(問題解決活動)

第38条の3 所管区勤務員は、地域住民による自主防犯活動の向上を図り、組織的かつ効果的に地域の問題の解決を図る活動（以下「問題解決活動」という。）を行うものとする。

2 問題解決活動の推進要領は、地域部長が定める。

(地域ふれあいの会)

第38条の4 署長は、地域住民の意見、要望等の把握と地域住民と協働した問題解決活動を行うため、地域ふれあいの会を設置し、運用するものとする。

2 地域ふれあいの会の設置及び運営要領は、地域部長が定める。

(レディースサポート交番の運用)

第38条の5 署長は、女性の視点に立った地域警察活動を推進するため、地域部長の指定により、レディースサポート交番を運用するものとする。

2 レディースサポート交番の指定及び運用要領については、地域部長が定める。

(立番、見張り及び在所)

第39条 交番勤務の立番は、原則として施設外の適当な場所に位置し、立って警戒するとともに、願い届けの受理等を行うものとする。

2 交番勤務の見張りは、施設内の出入口付近に位置して、椅子に腰掛けて警戒するとともに、願い届けの受理等を行うものとする。

3 交番勤務及び駐在所勤務の在所は、公かいにおいて、願い届けの受理等を行うとともに、書類の作成整理、装備資機材及び施設の点検整備等を行い、併せて外部に対する警戒に当たるものとする。

4 前3項の立番、見張り又は在所に際しては、住民に対する応接を親切、丁寧に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相究明に努めなければならない。

(警ら)

第40条 所管区勤務員の警らは、徒歩又は自転車により行うものとする。ただし、特に必要がある場合においては、この限りでない。

2 警ら中、警ら要点その他必要な場所においては、適宜停止して周囲に対する警戒、交通監視等を行うものとする。

3 前条第4項の規定は、所管区勤務員の警らについて準用する。

第41条 削除

(受持区)

第42条 署長は、所管区ごとの配置人員に応じて、受持区を定めるものとする。

(巡回連絡及び実施基準)

第43条 巡回連絡は、受持区内の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防及び災害、事故等の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要があると認められる事項についての指導連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取を行うことにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

2 受持区を有する地域警察官は、地域部長が定める基準により、巡回連絡を行うものとする。

3 署長は、重要特異な事件、事故等が発生し、又はそのおそれがある場合等必要があると認めるときは、特別に巡回連絡を行わせるものとする。

(管内情勢の掌握、資料化及び情報の提供)

第44条 所管区勤務員は、所管区活動に当たり、次に掲げる事項を掌握するように努めなければならない。

- (1) 地勢、民情、風俗等の特殊事情
- (2) 事件、事故等の発生状況
- (3) 防犯上注意を要する者又は場所
- (4) その他警察活動上参考となる事項

2 所管区勤務員は、前項各号に掲げる事項を掌握するに当たり、その事情に詳しいと思われる者の協力が得られるよう配慮しなければならない。

3 所管区勤務員は、掌握した事項を資料化するとともに、住民に知らせる必要があると思われる情報については、適宜適切に提供するように努めなければならない。

(資料の整備等)

第45条 署長は、前条に規定する防犯上注意を要する者又は場所のうち、特にその動向又は状況を掌握する必要があるものについては、関係資料を整備するものとする。

2 所管区勤務員は、前項に規定する特に掌握する必要があるものについては、あらゆる所管区活動の機会を通じて、その動向又は状況を掌握しなければならない。

(案内地図の掲示等)

第46条 署長は、地理案内に活用するため、交番及び駐在所の施設内の見やすい箇所に案内地図を掲示しなければならない。

2 署長は、交番及び駐在所に掲示板を設置し、住民の利便を図るための事項等を掲示しなければならない。

第2節 自動車警ら班及び自動車警ら隊

(車長)

第47条 署長等は、警ら用無線自動車の乗務単位ごとに車長を置くものとする。

2 前項の車長については、地域警察幹部をもって充てる。ただし、地域警察幹部の配置ができない場合は、署長等が指名した地域警察官を充てることができる。

(乗務単位及び選任)

第48条 警ら用無線自動車の乗務単位は、原則として2人1組として行うものとする。

2 署長等は、警ら用無線自動車に乗務する地域警察官(以下「乗務員」という。)の選任に当たっては、性格、勤務経験、運転技能等を考慮し、適任者を充てるように努めなければならない。

3 署長は、必要があると認める場合は、在署幹部又は所管区勤務員を署で運用する警ら用無線自動車に乗車させ活動させることができる。

(機動警ら)

第49条 機動警らは、警ら用無線自動車により警ら分担区内の警らを行うものとする。

2 乗務員は、警ら中、警ら要点において、適宜停止し、周囲に対する警戒、交通監視、簡易な願い届けの受理等に当たるものとする。

(待機)

第50条 待機は、方面隊、分駐所若しくは署又は署長が指定する交番等において行うものとする。

2 乗務員は、待機の際に車両及び無線機器の整備、文書の作成整理等に当たるものとする。

(連携活動)

第51条 署長等は、相互に連携を密にして他の活動単位と一体的な活動の推進を図らなければならない。

2 自動車警ら隊の担当区域を管轄する署長（以下「管轄署長」という。）は、立ち寄りを特に必要とする交番その他必要とする地域等を、毎日午前10時までに機動パトロール隊長に通報しなければならない。

3 署長等は、その日の当務活動計画のうち必要な事項を、毎日午前10時までに地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）に通報するものとする。

4 管轄署長は、その日の当務活動計画のうち必要な事項を、通信指令課長から通報を受けるものとする。

5 乗務員は、他の活動単位との連携を図るため、次に掲げる方法により手配その他の情報交換を積極的に行うものとする。

(1) 交番等への立ち寄り

(2) 同乗警ら

(3) 事件、事故等の共同処理

6 機動パトロール隊長及び管轄署長は、前4項の規定により通報し、又は通報を受理した事項等で必要なものを記録しておかななければならない。

7 自動車警ら隊の乗務員は、事件、事故等を単独で処理したときは、その状況をその都度関係署の在署幹部に連絡しなければならない。

(事件、事故等処理時の指揮)

第52条 管轄署長は、事件、事故等の発生に際し、その処理のため必要な限度で、管轄区域内の自動車警ら隊の乗務員を自ら指揮することができる。

(派遣要請)

第53条 所属長は、雑踏警備、治安警備その他特定事案の警戒、取締り等のため、自動車警ら隊又は自動車警ら班の派遣を要請する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした書面により、雑踏警備に関しては地域部地域指導課長を、その他の事案に関しては地域部地域企画課長を、自動車警ら隊の派遣に関しては機動パトロール隊長を経て地域部長に要請することができる。

(1) 派遣を必要とする理由

(2) 派遣を必要とする期間

(3) 活動の場所又は区域

(4) 派遣を必要とする車両台数

(5) 到着希望の日時及び場所

(6) その他参考事項

2 所属長は、前項の場合において緊急を要するときは、機動パトロール隊長又は署長に対し、直接、電話により要請することができる。この場合において、所属長は、事後速やかに地域部長にその旨を報告しなければならない。

3 地域部長は、第1項の規定による要請を受けたときは、その必要性、通信系等を考慮して、機動パトロール隊長又は署長に対し、その派遣を命ずるものとする。

4 機動パトロール隊長又は署長は、第2項の規定による要請を受けたときは、特に支障のない限り、派遣の要請に応じなければならない。

5 前2項の規定により派遣された乗務員に対する指揮は、派遣を要請した所属長が行うものとする。

(使用制限)

第54条 地域警察の任務を遂行する場合又は特にその機能を必要とする場合のほか、警ら用無線自動車をみだりに使用してはならない。

(分駐所)

第55条 自動車警ら隊の方面隊に分駐所を置く。

2 方面隊に置く分駐所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

方面隊	名称	位置
神戸方面隊	東灘分駐所	東灘署内
	明石分駐所	神戸市西区森友1丁目110番地の1
阪神方面隊	西宮分駐所	西宮署内
	伊丹分駐所	伊丹署内
姫路方面隊	加古川分駐所	加古川署内
	飾磨分駐所	飾磨署内

第3節 移動交番車及び直轄警ら隊

(移動交番車の活動)

第56条 署長は、署、交番又は駐在所から遠距離にある管内の団地その他人口の増加が著しい地域（以下「団地等」という。）に移動交番車を派遣し、当該団地等に対する所管区勤務員の地域警察活動を補わせるものとする。

2 署長は、前項の規定により移動交番車を派遣する団地等をあらかじめ指定しておくものとする。

3 第1項の規定により派遣された移動交番車は、当該団地等において警らを行うものとする。この場合において、特定の場所に一定時間停車し、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 防犯、事故防止等の指導又は連絡
- (2) 願い届けの受理
- (3) 地理案内
- (4) 警察相談及び警察広報

4 署長は、次に掲げる場合に該当し、移動交番車による活動を行わせる必要があると認めるときは、移動交番車を臨時に運用することができる。

- (1) 行楽地、海水浴場、祭礼の場所等一時的に多数の人が集まり、警戒又は警らを行わせる必要がある場合
- (2) 事件、事故等の多発地域等において、特に検問、広報等の活動を行わせる必要がある場合
- (3) 災害その他重要事案の発生に際し、被害者の救出、広報等の現場活動を行わせる必要がある場合

5 第39条第3項及び第4項、第40条第2項並びに第48条の規定は、移動交番車の活動について準用する。

(直轄警ら隊の活動)

第57条 直轄警ら隊は、原則として署又は交番を拠点として活動するものとする。

2 直轄警ら隊は、第30条第4項に規定する警ら分担区の繁華街、主要駅、交通の重要地点等警察事象の多い地域において、集団による警らを行うものとする。この場合において、第40条第2項の規定は、直轄警ら隊の警らについて準用する。

1 直轄警ら隊の待機は、第1項に規定する拠点において行うものとする。この場合において、第39条第3項の規定は、直轄警ら隊が交番を拠点とするときの待機について準用する。

第4節 交番相談員

(交番相談員の運用)

第58条 署長は、交番相談員を交番に配置し、地理案内、遺失届及び拾得届の受理等公権力の行使を伴わない事務を警察官に代わって行わせるものとする。

2 交番相談員の運用については、別に定める。

第7章 指揮監督及び指導教養

(業務管理)

第59条 地域警察幹部は、適正な業務を行うため、次に掲げる事項に配慮して、地域警察官の業務実態を把握しなければならない。

- (1) 所外活動の開始報告及び終了報告を徹底させるとともに、必要の都度、指令係長（指令係長が日勤制の警察署においては、執務時間外は宿直責任者（兵庫県警察処務規程（昭和39年兵庫県警察本部訓令第6号）第31条に規定する宿直責任者をいう。）以下同じ。）及びブロック交番所長、ブロック長又は自動車警ら班長への中間報告を行わせること。
- (2) 地域課長（地域企画課長を除く。）は、地域警察官が処理する事件、事故等について、指揮の徹底を図り、不適切な処理や処理の遅延を生じさせないこと。
- (3) 勤務変更を行うときは、指令係長への報告を徹底させ、報告を受けた指令係長は、勤務変更に関する必要な指示を行うこと。
- (4) その他地域部長が定める様式の基本勤務例策定表、月間配置計画表及び当務配置運用計画実施簿により、地域警察官の業務実態を把握すること。

(巡視)

第60条 地域警察幹部は、巡視（幹部担当区を巡回し、地域警察官の勤務場所において、指揮監督及び指導教養を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 前項の規定による巡視に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 地域警察幹部自らが警らを行い、当該区域内の警戒に当たること。
- (2) 所管区の活動重点、勤務実態等を考慮して、これに適合した具体的な目標を定め、実施すること。
- (3) 地域警察官の服装、勤務態度、勤務意欲、勤務規律、所管区の活動、文書の作成、整理等の事務処理、捜査資料及び証拠物件の管理、個人情報記載された文書類の保管管理の状況、施設及び装備の維持管理、公用車両の運行管理及び使用状況、交番等施設内の環境整備状況、実績等の詳細を把握すること。
- (4) 積極的に地域警察官を同行して、適切な職務の執行を教示する等所管区の活動実態に即した実践的な指導教養及び実質的な指揮監督を行うこと。
- (5) 所要の指揮監督は機を失せずに行うとともに、必要により記録して地域警察官に示し、事後その実施状況を確認すること。
- (6) 活動記録の所定欄に押印すること。

3 署長は、巡視を計画的に行わせるため、実施基準を定めるものとする。

(指揮監督及び指導教養結果の確認等)

第61条 地域警察幹部は、地域警察官に対する指揮監督及び指導教養の結果の確認に努めなければならない。

2 地域警察幹部は、地域警察官に対する指揮監督及び指導教養の実施状況を記録しておかななければならない。

(実績の把握等)

第62条 地域警察幹部は、地域警察活動の伸張を図るため、地域警察官の実績を把握し、これを記録して指導教養の資料としなければならない。

(地域警察幹部以外の幹部の職務)

第63条 署の地域警察幹部以外の幹部は、地域警察官に対して、その所掌する事務のうち地域警察活動に必要なものについて実践的な指導教養を行うものとする。

第8章 補則

(活動状況等の報告)

第64条 地域警察官の活動状況等の報告要領は、地域部長が定める。

(詰所)

第65条 署長は、地域警察の運営上必要がある場合は、本部長の承認を得て詰所を設置することができる。

(細則の制定)

第66条 署長等は、この規程を実施するために必要な具体的事項について、その管内の実情に即した細則を制定するとともに、情勢の変化に応じてその改正を行わなければならない。

2 署長等は、前項の細則を制定し、又は改正しようとするときは、地域部地域企画課長を経て本部長の承認を受けなければならない。

附 則

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月14日本部訓令第3号)

この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日本部訓令第5号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日本部訓令第7号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日本部訓令第15号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日本部訓令第23号)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月22日本部訓令第27号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月4日本部訓令第8号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月23日本部訓令第11号)

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。